

# 市営住宅退去時のご案内

市営住宅を退去されるにあたり、下記のことをご確認ください。

## 1 退去する際の義務及び注意事項について

- 私物は全て持ち出し、工作物等は全て撤去して復元してください。
- 退去後は、必ず清掃してください。
- 水道・電気・ガス・NHK・汲取り・郵便・新聞等の中止手続きをしてください。
- 引越しの際の廃棄物は法令等に従って処分してください。（家電6品目等）
- 退去の際には、水戸市市民課又は各出張所で住所異動の手続き（転出届・転居届）をしてください。
- 退去の際には、団地の自治会等へ退去することを伝え、退会の手続きや自治会費の精算を行ってください。

## 2 第1回目の退去検査について（退去者負担修繕の指示）

- 返還届提出後、**第1回目の退去検査**を行います。入居者の立会いのもと、荷物がある状態で検査します。日時等は、工務課（029-226-3300）より返還届記載の電話番号に連絡のうえ、調整させていただきます。

## 3 退去時の修繕について

- 『入居者のしおり』のとおり、入居の期間にかかわらず次の修繕を必ず行っていただきます。  
また、第1回目の退去検査時に指摘した損傷等（柱・壁等）の修繕も併せて行っていただくことになります。

### (1) 畳の表替え（裏替え不可）

### (2) 襖、戸襖（襖仕上げ）の張替え（業者施工のみ）

### (3) 障子の張替え（障子のない住宅は除く。自己張替も可）

### (4) 壁など破損した部分や落書き・便座・ガラス・洗面台など破損ひび割れ

※ 特に業者の指定はありませんが、シックハウス対策済みの材料を使用するように指示してください。

また、鍵の返還時に業者名と電話番号をお知らせください。

## 4 第2回目の退去検査について（退去者負担修繕の確認）

- 第1回目の退去検査において、指示した退去者負担修繕が完了したことを入居者立会いのもと確認いたします。指示した修繕が完了したときは、工務課（029-226-3300）へ連絡し、退去検査の日時を調整してください。
- ※ 畳襖等の修繕が不十分な場合や修繕漏れがあった場合、再度、修繕を依頼することとなりますので、修繕漏れのないようお願いいたします。
- ※ 遠方への引越し等により、第2回目の退去検査に立会うことができない場合は、ご相談ください。

## 5 返還日について

- 畳・襖・指摘修繕が完了し、茨城県住宅管理センターに全ての鍵を返却した日が返還日となり、家賃の止まる日となります。返還日が月の途中の場合、日割りで家賃等を精算します。

## 6 敷金の返還について

- 敷金は、未納家賃等を差し引いた額を返還日の翌月末に返還する予定です。原則として住宅名義人の預金口座に直接振り込みます。（通帳の写しを添付してください。）

# 退去の際の確認リスト

## 破損はありませんか？

- 壁・柱・床の大きな傷
- ガラスの割れ・ヒビ
- 洗面台・便座の割れやヒビ
- 襖・障子の枠の破損

## 清掃してありますか？

- シールはがし・落書き落し
- 換気扇・レンジフードの清掃
- サッシのレール周辺の清掃
- 床の雑巾がけ等

## 荷物は残っていませんか？

- 台所吊り戸棚・引出しの中
- ベランダ内
- 押入れ・天袋・物置の中
- メーターボックス内

## 撤去しましたか？

- 突っ張り棒・棚・手摺等
- ガスコンロ・エアコン等
- 画鋲・釘・吸盤等
- 清掃用具等

## お部屋を出る前の最終確認

- 忘れ物はないかどうか
- プレーカは落ちているか
- 水は止まっているか
- 窓・玄関ドアは施錠したか

## その他特に注意を要することは…

- ご自分で設置した（浴槽・風呂釜・湯沸かし器・照明器具・TVアンテナ）はすべて撤去してください。
- 備え付けてあった湯沸かし器設置用の金属板は、持ち出さないようにしてください。
- 網戸については、次の入居者に無償で譲るのであれば置いていても構いません。
- 玄関の鍵・倉庫鍵などは、入居時にもらった本数を返却してください。

## (参考)

襖・障子		
栗橋表具店 253-3495	石井表具内装店 243-6627 090-2521-1068	関表具店表美堂 254-4141

畳		
萩野谷畳店 251-1853 090-4538-8157	埴畳店 224-8859 090-2543-2772	渡辺畳店 246-0441 090-4942-2397

ガラス		
黒沢硝子店 251-5668	関根硝子店 221-3755	永井ガラス 251-4433

電気	水道
東京電力 0120-995-332	水戸市水道部料金課 231-4111

プロパンガス	都市ガス
東部液化石油（株） 224-9749	東部ガス（株） 231-2241
平須町住宅 酒門町東原住宅 柳河町住宅	左記以外の住宅

## お問合せ先

水戸市営住宅指定管理者 一般財団法人茨城県住宅管理センター

修繕、退去立会いの日時調整は ⇒ 029-226-3300

敷金の精算等は ⇒ 029-297-8360